

(条件不利地域を除く東京、千葉、埼玉、神奈川にお住まいだった方)

東京圏から転入の方へ 移住支援金の対象

となる可能性があります

	世帯 18歳未満のお子様がいる	世帯 18歳未満のお子様がいない	単身
① 東京23区にお住まいだった方	200万円以上	100万円	60万円
② 東京圏にお住まいで 23区内に通勤していた方	200万円以上	100万円	60万円
③ 東京圏にお住まいで 上記②に該当しない方	50万円	×	×

※転入前の直近10年間のうち通算5年以上かつ直近1年間の実績を対象とします。
※東京23区の大学に通学し、東京23区の企業に就職した場合、
通学期間を②の要件の期間に含みます。

上記に加えて、下記①、②を満たす方が対象となります

① 申請時において、見附市へ転入後1年以内であること
また、申請日から5年以上定住する意思があること

② 下記(1)～(5)のいずれかの要件を満たすこと

(1) 県の就職マッチングサイト「新潟企業情報ナビ」に

移住支援金の対象として掲載された企業に採用された方

(2) にいがた産業創造機構(NICO)の起業支援(U・Iターン創業応援事業または
企業チャレンジ応援事業)の交付決定を受けて1年以内の方

(3) 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、
原則週20時間以上テレワークを実施する(恒常的に通勤しない)こととする

※国の「地方創生テレワーク交付金」を活用した取り組みの中で、所属先企業から該当移住者に資金提供されていないこと

(4) 国の「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」を利用して就業した方

(5) 市が定める関係人口の要件に該当し、農林水産業または家業に就業する方



企業情報ナビ



移住支援の詳細



その他細かい条件がございますので、お申し込み前にはまず下記までお問い合わせください



【お問い合わせ】 見附市役所地域経済課 魅力創造係

☎ 0258-62-1700(内線:235)

✉ chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp